

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

②事業者情報

名称：三芳元氣保育園	種別：保育所
代表者氏名：長棹 玄恵	定員(利用人数)：120 名
所在地：〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町藤久保3851番地	Tel 049-257-1101

③評価実施期間

平成28年8月1日(契約日) ~ 平成29年10月2日(評価結果確定日)

④総評

◇特に評価の高い点

多彩な保育の取組と工夫を通じて子どもたちの心と身体を豊かに育み、健やかな成長を支援している

3歳以上児は毎週習字や鍵盤ハーモニカに取り組むほか、外部講師による体育指導も提供され、0歳児より裸足保育を実施して子どもの足の裏の感覚の発達を促したり、絵本の活用やリトミックを通じて言語感覚やリズム感・音感を養うなど、さまざまな活動を通して子どもたちの心身の成長を支援している。また週1回2歳以上児を対象に朝礼を実施するほか、運動会の際には園庭で入場行進の練習を継続的に行い、開催当日につなげるなど、日々の保育の積み重ねを大切にしながら、規律や子ども同士で協力して行う力・最後までやり遂げる力を養うなど、多彩な工夫によって子どもの豊かな情操を育てている。

生活の中で子どもたちの自主性・社会性や食への関心などを育む取組を行い、豊かな情操を養っている

給食は3歳以上児からは自分で取りに行くようにし、お替わりについても決められた時間に自分で取りに行く等、子どもの主体性を尊重して行われている。配膳する際も子どもの様子を見て量を調整するなど、一人ひとりの子どもに応じた対応を行っている。また3歳以上児を対象にニンジン掘りを実施、収穫したニンジンはケーキにしておやつで食したり、家庭へ持って帰り家庭でも楽しんでもらうようにするなど、食への関心を深める活動を行っている。2歳以上児が行う当番活動においても、朝の会や給食の準備等の手伝いを通して子どもの自主性と社会性及び役割を担うことの大切さを育てている。

各種手引書の整備やさまざまな機会を設けての職員の研鑽など、組織全体で職員の見識と業務の質を高める取組がなされている

法人内の系列園全体で、新人・中間・主任・園長の各階層で所定の研修が設けられ、社会人としての基本動作・接遇マナーから人材育成・リスクマネジメント等まで、職位に応じた研鑽が課されている。また毎週の週末会議を中心に、他人や物事への感謝や子どもへの接遇・人格の尊重、電話対応やSNS利用におけるマナーなど、職員としての基本的な規範を中心とした経営層からの指導が行われている。さらに「ティーチャーズガイドブック」に社会人・職業人としての基本心得から、一日の業務の流れや各業務場面での対応手順、安全衛生管理など、業務全般に関する標準的な方法を定め、常勤職員が全員所持するとともに、初任者教育においても活用され、安全面全般に関する「危機管理マニュアル」も整備されるなど、業務の質と職員の見識を組織全体で高める取組がなされている。

◇特にコメントを要する点

各指導計画は保育の実態とさらなる整合を図り、見通しを持った実践と保育の充実につなげることが期待される

保育の理念・方針・目標のもと、保育課程を編成して各期間の指導計画を立てているほか、個々の子どもの発達についても毎月個別に計画を立案し、実践の経過を記録している。また毎週の週末会議で園やクラス運営等について話し合いを行うなど、子どもたちの発達援助に努めている。各計画類については、実際に提供される多彩な保育との整合などに検討の余地が見られており、より現場の保育の実態を踏まえ、見通しを持った実践と計画・記録につなげることが期待される。

各種情報の利用・管理において、記入様式の整備やプライバシー保護への配慮など、取り扱いに関する種々の検討を期待したい

運営や保育の提供にあたり、さまざまな様式が整備・運用されているが、懇談会の議事は担任が個別にノートに記録し、各種行事の企画・反省は開催のつど担当者がノートを作成する仕組みとなっているなど、継続的な管理や記載内容のばらつき抑制の観点から、共通の記入様式の整備が望ましいと思われるものも一部に見られる。また事務室内での書類の保管については、児童票など個人情報記載の帳票の施錠管理など、機密漏洩リスク抑制への配慮が望まれるほか、訪問調査時には提示を依頼した書類の検索に時間を要したり、園に所在するとされる書類が確認できないなど、整理や管理の面で課題も見られており、これらについても改善を期待したい。

理念等を踏まえ、目指す園の姿や近未来の目標などを具体的に定めるとともに、その実現に向けた中・長期及び各年度の計画作成・実行に取り組まれない

運営・経営においては、日・週・月の積み重ねという年度内の短期的な視点だけでなく、内外の環境の変化やリスク、人材育成や課題解決、施設の修繕・再生や事業拡大などに向けた収支見積もりなどを中・長期的な視野で見すえ、計画的に取り組むことも必要となる。現行の第三者評価制度においてはこれを「3～5年」の単位で計画に定め、実行することが求められているが、当園ではそれにあたる計画は本評価実施時点では策定されていない。経営層が理念等を踏まえ、「なりたい園」「目指す園」の姿と、その過程として3～5年先に目指す状態・目標を具体的に定めるとともに、その実現に必要な取組を計画に反映させ、毎年度の事業計画とも連動させて実行してゆく仕組みや組織風土の形成が望まれる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今年度、第三者評価を初めて受けさせて頂きました。保護者の方々へのアンケート調査では、沢山の嬉しいお言葉や励みになるお言葉を頂き、職員ともども、とても励みになりました。また、改善してほしい点や検討してほしい事柄等も改めて知ることができ、とても良い機会を頂きました。良い評価を頂いている事は、より良く、改善点は出来るだけ早く改善し、保護者の方々との信頼関係をより良いものにしていきたいと思っております。また、職員へのアンケートでも、同様でした。これからも、保護者の皆様に信頼される保育園を第一に、そして職員からも働きやすい職場と思ってもらえるような職場づくりを心掛けていきたいと思っております。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

■判断基準について

判断基準の「a・b・c」は、評価項目に対する到達状態を示しています。

	判断基準の考え方
a	より良い福祉サービスの水準・状態 質の向上を目指す際に目安とする状態
b	aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	b以上の取組となることを期待する状態

平成27年5月22日埼玉県福祉部社会福祉課長事務連絡
「福祉サービス第三者評価における判断基準について」